

第7回 甲賀市市民参画、協働推進検討委員会 会議録（概要）

【日 時】 平成30年5月24日（木） 14時～16時

【場 所】 甲賀市役所 3階 301A会議室

○出席者

委 員：13名（委員総数15名）

安達委員、池田委員、澤委員、中川委員、中島（教）委員、西村委員、
本馬委員、水上委員、薮下委員、吉田委員、薄井委員、中島（初）委員、
秀熊委員

事務局：柚口、北田、福澤

傍聴者：1名

○議 題

1. あいさつ
2. 第6回会議録の確認について
3. 自治振興交付金作業部会での検討結果について
4. 自治振興交付金について
5. その他

開会

○事務局

第7回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を開催いたします。

（4月1日から3名の委員及び事務局職員の交代があり、出席者全員自己紹介）

1 あいさつ

○中川委員長

平成30年度に入って初めての委員会ということですが、その間に小委員会（作業部会）を開いて頂いております。また皆様方の活発なご意見、ご議論頂きたく思っていますので、今日も一日よろしくお願いたします。

議事

2 第6回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認

○中川委員長

「第6回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会の会議録の確認」については、ご確認いただき、発言趣旨に修正があれば、5月31日までに事務局までにご連絡をお願いします。事務局で修正をしたのちホームページに公表することとします。

3. 自治振興交付金作業部会での検討結果について

○事務局

資料「自治振興交付金作業部会での検討結果について（4/11・4/24）」の説明

○中川委員長

要約されたもので、きちんと議論はついていますでしょうか。大丈夫でしょうか。もし、仮に補足があれば、副委員長お願いします。

○西村副委員長

まず、始めに根本的な話ですが、「交付金の手引き」というルールが整備されていますが、その解釈、適用の中で、かなりグレーゾーンの適用をされているところがあったりすることが問題であると思われます。この手引書に沿って、きちんと運用していくことが前提で、それから次の話が見えてくるというのが1点です。

次にこれまで自治会・区・市を含めて関係性がかなり複雑です。特に市から区・自治会に行く経路、自治振興会を通す経路、特に区とか自治会は混乱しているという現状があります。そのおのおのの定義が明確でないことが課題です。

あとは自治振興会のエリアについて、学区単位となっているところが基本ですが、学区単位となっていないところもあります。1学区に2つの自治振興会とか、区ひとつで自治振興会となっているところもあるので、そのエリア設定が昔の名残であるのかなど、その部分で運用の違いがあります。特に交付金の使い方の問題として上げられたのが、手引書に書いてあるように従来の区の活動については交付してはならないとありますが、実際は継続した区活動を自治振興会という名前のもとだけで領収書だけが残っていて、実際中身としては区の活動と変わりが無いという部分。また、最後追い込みとして、特に活動はしていないけれども、ハード物の購入をされているところもあって、そこは交付金の手引書で一定の制約があるものの、なぜかそこはローカルルールが適用されている部分もあって、その辺のルールが曖昧なのが実際に話をしてわかったことです。

次は、基礎交付金と区活動交付金については、基本的には交付基準の金額がそのまま自治振興会から区に流れているケースが多いです。基礎交付金については、5つの要件、防災とか福祉とか決まった要件がありますが、どれにいくら使われているかのチェックが十分できていないように思われます。特に防災・消防の部分は、道路と同じようにかなり安全安心を守る基礎インフラではありますが、なおざりというか、あまり更新のことを考えずにやられているところもあって、それってほんとにこれでいいのかということ。区ってあくまでも区・自治会に入っている人が対象となりますが、区に入っていないエリアも本来は防災についてみていかなければならないと思いま

すが、みられていないのではないのでしょうか。本当は基礎交付金について、消防とか防犯についてはある程度市が直接整備をして、更新時期も含めて誰かが管理をしていかないと、いざという時に整備されていないというのは問題です。ただ、区のエリア外になると、市でみれば自治振興会が事業加算金でみていくしかないが、そこまで自治振興会がもつとなかなか今の人員ではかなりしんどいなということが見えてきました。それと、区活動交付金については、信楽のローカルルールがあるので、実態を知らない委員からは言いにくいので市のほうで判断してほしいとの作業部会からの意見でした。

次は、事務加算金について、かなり事務局の運営体制が違っていて、使用度も違います。おのおの自治振興会でやり方が違っていて、事業加算金に入れ込んでもいいのではないかとの意見がありました。ただ、4月5月、交付金が交付される前に事務経費が発生するので繰越はできるようにしてほしいという意見でした。

次に、事業加算金について、面積割を導入してはどうかとの意見がありました。まず、そもそも面積・エリアが確定していない所があり、エリアを確定しない限り面積割はできません。家が建ったらどっちの学区に入るかということなので、この辺のエリア設定というのをするか、しないかも含めて議論しないと難しいのではないかという意見でした。

次は、課題解決の手上げ方式の事業です。手上げ方式にすると予算的に単年度になるかと思います。ただ、自治振興会の活動になると継続的であるので、単年度だけで一発勝負で予算をとると来年も確保する必要がありますので、それはスクラップアンドビルドで自治振興会の中で交付金の融通を効かしてやったらいいのではないかという話でありました。

あとは、事業加算金の無駄遣いの可能性があるということ。年度末に駆け込み的に使っているのではないかという意見があります。その理由としては、交付金返還の対象となることが原因であると推測されます。ある程度繰越金は認め、何パーセントなら繰り越してもいいよとしないとやっぱり全部使い切ってしまうという心理があるのではないかとの意見がありました。

あとは、その他として、自治振興会でおのおのどういうことをしているのか、交流がないので、なかなか自治振興会の運営について情報が行き届いていないみたいです。例えば、人口規模とか地域の特徴で何グループかに分かれて、交流会をしておのおのが切磋琢磨するようなものをしていないと、単独でやってもしんどいかなと思います。

また、戻りますが、「交付金の手引き」でかなりきちんと作られていますので、これをどういう風にちゃんと守って執行するかは、自治振興会だけに任すのではなくて、市の担当職員も含めて十分に協議できているところと、そうでないところがあるみたいですので、そこをきちんとしていくのがまず必要ではないかということでした。

○中川委員長

ご説明頂きましたが、また追加して言いたいことございましたら言って頂ければ結構かと思いますが、ただこれの位置づけを再確認しておきたい。前回委員会を行ってからちょっと間があいて、小委員会をやってもらっている間に全体委員会がまあちょっとあいていますので、これ何の為にやったのかということですね。この議論を一定程度収束させて、共通ルールに持ち込んでいかないと各地区の不公平感というか、あるいは脱落感、孤立感を生みかねないなという話がありました。なので、このルールは将来的に市統一ルールに持ち込んでいこうということでしたよね。ですので、次回までに事務局におかれては、この方向でいったらどうかという方針を出していただけますか。2回の小委員会の結果を踏まえて。それ以前に全体会議でも各自治振興会、住民協議会の代表の方々の活発なご意見もありますから、これも深くして、それも踏まえてください。そこで出てる疑問なり、ご意見が、小委員会で一定程度議論されているのであれば方向性が出るはずですが。全体委員会で出てる議論であるにもかかわらず、小委員会では議論されていないものは、まずなかろうと思うと私は思うが、それは副委員長が目を効かしていただいている、クリアしていると思いますので、それについては念のためもう一度見落とし、聞き落とし等がないかだけ確認してください。それにしただがって、次回委員会でこの方向でいってはどうかという提案をいただきたい。今ここで、われわれがそれを議論していると、たぶん田原総一郎さんの的に朝まで議論する状態になるので、それはちょっと省きましょう。

今日は、議論をもう少し、丁寧にするために追加で発言したい方もいらっしゃると思いますのでどうぞ。当時の小委員会の委員さん。入っておられなかった方は、逆に質問があると思います。ここからは順番に全員発言をお願いします。

○安達委員

素朴な質問ですが、ここの意見集約の中で、結構出てきてるんですが、チェックしていく必要があるとありますが、現状どなたがチェックされているのでしょうか。現状を教えてください。

○事務局

自治振興会では最終3月4月に総会が行われて、その年度の交付金活用の結果が出てきます。チェックシートを設けておまして、各23地域市民センターのセンター長なり支援職員にチェックをしてもらって提出してもらおうというルールになっています。その提出された実績報告書を地域コミュニティ推進課の担当職員が再度確認して、交付金の金額の確定という流れになります。それまでに、計画が総会で承認されてこの交付金でこの活動計画でいきたいという申請を前の年の4月頃に提出頂くかたちになります。計画書を確認し、OKであれば交付決定をするという流れです。

○安達委員

皆さんが意見交換された中では、チェックがさらに必要であると出てきたということですか。

○事務局

チェックについて、不十分な部分があるのではないかという意見です。

○池田委員

整理ができてないんですが、ずっとずっと思っていることとしては、繰越のことばかり出てきてますので、複式簿記的な考え方でいったらやっぱり、何してても思うのですが、収支ベースで何とかならないのかということなんです。我々たまたま歴史の関係で活動させてもらってますけど、教育委員会の歴史文化財課は、専門の方がいらっしゃるので異動があまりないんです。だから長期にわたって取り組めるという点がありがたいと思っています。この作業部会に対する話ではないですが、地域コミュニティ推進課の担当職員さん、今回も初対面になりますよね。人間なんで、また話が一からになってしまうので、そういうことも工夫されて、もう少し腰を据えて人事を考えていただかないと、根本的な部分でネックになってるなと思います。引き継ぎましたと言っても、地域コミュニティ推進課って、コミュニティという言葉を使うのであれば、専門で腰を据えてやる職員がおられてもいいのではないかと思います。

○中川委員長

それは、作業部会の議論の論点としては、入ってないですけども、大変重要な論点として、今日は指摘されたと思います。地域担当職員の機能、配置状況とか、職務スタイルのあり方については要検討ではないでしょうか。

○澤委員

この間の小委員会も出させて頂いてますので、副委員長が言われたことでだいたい理解していますが、なかなか答えというか、到達するところが難しいと思います。各自治振興会がバラバラで、形が全部違いますので、なかなか難しいですね。補助金等のチェックで、余ったら返す必要があるから駆け込み需要があるのではないかという意見ですが、だからこそ委員長もおっしゃってたような考え方で、交付金をもっていかないといけないと思います。先ほどもおっしゃってたように、チェックについては、各地域市民センターで行ってるとは思いますが、センターから何も批判がこないのも、正しい使い方が出来ていると判断しています。

○中島（教）委員

作業部会ではないんですが、地域マネージャーの話があったと思うのですが、自治

振興会の活動の中で、もうすでに始まっているのですが、地域マネージャーの方にどの程度期待していいのか、地域コミュニティ推進課にも確認はしているのですが、その辺がまだ理解できていないのです。今までの延長線上で、ちょっと地域データをまとめていくという程度にしかとれないので、今後機会があれば、もう少し地域コミュニティ推進課のほうでしっかりと指導してもらいたいです。

○中川委員長

それは、ここで議論していいと思います。今までずっと議論してきて、ある程度議論は深めましたけど、結論はまだ出てませんので。特に地域マネージャーという具体的な名前も出てましたし、もう少しどうあるべきかどう答えを出したいなと思います。

○本馬委員

運用ルールのところで、交付金の手引きがあるのは知りませんでした。それがどういうものか詳しくはわかりませんが、先程の説明の中で、チェックシートがあってセンター長がチェックをしておられるという、そのチェックをするセンター長さんがこの交付金の手引きを熟知されているのかなというところも大きなポイントになってくるのではないのでしょうか。

なぜ、そう思うのかというと、社会福祉協議会のほうでも各区、自治会さんのほうに助成金を毎年交付させて頂くのですが、その際にこちらの意図するものと違うものが返ってくるケースが結構あるんですね。ただそれは、担当窓口の職員がそこをしっかりと確認しないままどんどんと受付をしまして決裁があがってきて、そして決裁する際にあれこれちょっとおかしいじゃないのとなつて、書類が行ったり、来たりとやり取りが発生してしまっています。

また、実際に実績報告の中で地域課題が見えてきたりするのではないのでしょうか。その時に、窓口のセンター長さんが地域課題に気がついて、今後そこをどう解決していくのかというところをアドバイスできるような視点を持つことが必要だと思います。ただ単に、お金のやりとりや事務的なことだけをするのではなくて、地域課題に気がついて、それを今後の活動につなげていくような、そういう視点を持って、この交付金を出していくことが必要ではないのかなと感じます。

○中川委員長

安達さんからは、全体的なチェックの流れ、お金の公正性の担保の流れの確認がありました。これはどこかでシートにしてもらえればよいと思います。地方自治法上の感覚からいくと、当然、監査委員の監査の対象ですよね。交付金であれ補助金であれ、市町の直接検査対象にもなります。監査委員の監査対象とは、定例監査の対象となります。その時に監査委員が重点的に監査するかどうかは、監査委員の主体性に委ねられています。一応最低1年に一度、もしくは2年に一度必ずチェックを受けます。そ

れをちゃんとクリアするためにお手伝いをしておられるのが確か市民センターだと思っていますが、そのセンター長さん達が書類等々について、これはちょっとこの書き方にしておいた方がよいのではと、証拠書類をこんな風につけていたほうがよいのではないかな等、ちゃんと目利きしておられるはずで、それがあつた上で、グレーな部分とは、さらにもっと細かい金のことなんだなど、款項目以下の節、細節部分の使い方のお話なのかなと気がしますが、それは内部監査の対象を立てられたとのことだと思います。内部監査、つまり監事さんを任命する。それ以外はないかなと思います。でも、つまらない使い方をして、1回引っ掛かったら、すごいダメージになりますので、全部疑問の目で見られますので、それは油断大敵です。

次に、配置されている職員のあり方については、継続協議をしましょう。一朝一夕で答えが決まる問題ではないと僕は思います。お隣の名張市のように部長級の人3名を任命して、5地区ずつ毎日回らしているという所もありますし、また反対に豊中市のように課長補佐級4名任命して現在立ち上がっている6地区と立ち上がり準備中の6地区を分担させて回らしている所もあります。また、かつて水害で流された兵庫県佐用町のように、町なので全部で5つのまち協があり、全職員従事者として任命して5つの班にわけて、総力戦でやられてた時期もあります。ただこの総力戦システムは、立ち上がりのときは上手くいきますが、途中から変えないと職員が倒れるという結果が出ています。ダブルの業務があるので、職員が持ちこたえられないです。ある程度選任制に持っていかないといけないと思います。ただバックアップは選任では無理なので集団でやります。そうすると、防犯、防災、福祉、教育、安全、文化、環境等全てきちんとチーム持っていますよと、つないでいけるよう、そのつなぐ役目がここでいう市民センターだと私は思っています。市民センターの担当職員にはコーディネーターとしてのトレーニングも必要だと思います。一時、うまくいかなかったのが八尾市等ですが、担当職員に全部仕事を押し付けて、本庁の職員が知らん顔をする病気が出てくるとか、いろんなバリエーションがあります。

甲賀的にはどんなやり方が今一番望ましいのか。そして立ち上がりがこうだけでも、中間的にはこうだ、最終的にはこうだと考えられたらどうでしょう。起死回生の方法を。これは決定ではないと思います。そこに、先ほどの地域マネージャーという中間支援がありますから、そういうものをどういう風に活用していけば今一番上手いこといくのか考えてみましょう。

それから繰越金のあり方について、ご指摘ありましたけど、繰越金については法律的には可能だと私は考えます。ただし、補助金は年度限りで、残余金は返還する責任が生じます。地方交付税交付金と同じように繰越金を認め（交付金残し）て、その場合は執行の基準を作らなければいけない。残余の場合は何パーセントまでは積み立ててよいよという話があつたと思いますが、そういう風にされてはどうかと思います。繰越を認めてる住民自治協議会はあちこちあると思います。他市の事例を見れば、決して駄目ということにはならないと思います。ただし、繰越を認めて100パーセン

ト繰越では意味ありませんので、それは監査で、やる気ないんですかと警戒警報が出ますので、その場合は、住民自治協議会として自立してもらう手前の指導状態にまた戻ってしまいます。えっ、そんな話あるの？と驚かれるかと思いますが、実は自治会、町内会とは違って、公共団体として位置づけられるわけですから、はっきり言いまして、責任めっちゃくちゃ重たいのです。公共団体ですから、所謂、透明化、公正性がものすごく求められます。ですから、その点については油断なきようお願いしたいと思います。

あと、交付手続きと地域課題の気づきとの関係がありましたが、ここで事業加算金というか、基礎交付金、区活動交付金以外に事務加算金と事業加算金があります。事業加算金についておっしゃったかなと思いますが、これは西村さんがよくご存知かと思いますが、東近江ではすでにまちづくり計画を作っています。各まちづくり協議会の中で、現状、そして克服すべき課題、5年以内になんとかせなあかんのはこれ、そして10年後こんな町に変えていきたい、変化させていきたいという行動規範ができていますので、それに対応した形で事業加算金とか、事業交付金が充当されていくはずなんです。ですから計画のないところに、事業交付金を出すというのはおかしいと私自身は思います。従来通りの事業をやるので精一杯やという場合もあるので、それは仕方ないことだと思います。それはそれで、従来通りの事業をやるための事業交付金ということで間違いではないですが、何のためにこれやってるのかを洗い直す時期が来ています。前からやってるから、伝統だから、やってるといえるのは、苦しみ作りになってしまいます。

○水上委員

1回目の作業部会は欠席しましたが、2回目の作業部会の内容はその通りだとは思っています。交付金のチェックについて、私どもの振興会も今月に総会を行いますので、一応予算書と照らし合わせて確認しています。ちょうどよい時期に、勉強させてもらいました。区活動交付金は、3区へ配布しているわけですが、それらをどのような形で、どのように使われているかまでの監査は各区の会計を確認するだけでした。具体的に何に使われているかは、もうちょっとチェックができていませんでした。委員長が言われたように、交付金の使い方を今後どのようにしていくか、こちらから明確にできるものがあればしていきたい。私どもの自治振興会では、3区から一旦各区10万円ずつ負担金を頂いた上で、活動交付金を交付している。何か矛盾したお金の流れになっているので、皆さんに教えていただき、有効な活用をしていきたい。当自治振興会では、防犯事業について毎年必要なものについては、同じような予算を組んでいます。LED化については、設備は整ってきています。後は消防設備に基礎交付金を使うことになろうかと思われます。

○藪下委員

2点あります。統一ルールのところでは、水上さんもおっしゃるように、交付金について区、自治会に渡した後のフォローが不十分なところがあります。自治振興会が区と連携しながら、全てをチェックできるようにする必要があります。お願いしたいのは、統一したルールでもって、きちんとまとめて、どこでも同じようなかたちでやっているようにしていただきたい。

もう一点、事業加算金の繰越の件。私自身が何回も申し上げさせてもらっていますが、課題解決のきちんとわかっているものに対して、当該年度に余ったお金を事業積立にするとか、あるいはその目的で使うのであれば繰越できるのではないかと私は思います。交付金の支払いまで時間が少しかかるので、繰越さえできれば、翌年度早々に取り組むことができる事業もあります。一定の課題を解決するためのきちんとした目的があるのであれば、繰越を認めるようにしていただきたい。

○吉田委員

交付金のチェックについては、チェックしてないと思います。交付申請をする際に、事業計画書を一度提出しています。その上で、審査が入りますが、悪いのは市だけではないとは思ってまして、明らかに我々活動者側の問題でもあります。簡単な話です。HPでも公開されていますし、全員が自治振興会の会員なわけですから、どこでも手引きを確認できます。もらって読めば良いだけです。それができていない。全員がしてないので、理解されてないだけです。基本的にこの手引きを守ればよいだけの話です。これが守れていない。上手くいくはずが無い。ただそれだけの話。

あともう一点、区・自治会、自治振興会とある中で、問題なのが、どちらがそれを取り仕切る団体なのかということ。地域の中で考えが変わります。自治振興会の学区の単位であれば、私は区・自治会より上だと思っていますが、地域内で調整していく必要があって、地域の課題解決のためにこの交付金を使おうということなので、本末転倒な話なのですが、本来自治振興会が設立された7年前の説明会では、自治振興会は区・自治会のプラットホームとなってまとめていくと明言していますが、どんどん話が変わって、区・自治会とフラットだという話になっています。こうなってしまうと、地域で話が通りません。そもそも運営できません。行政課題的な区・自治会の位置づけというのが、我々が今解決しようとしている。全く意味不明な状態になって、ここに交付金を積み上げようと地域は考えている。おかしい話ですよ。取り締まるところがギョッと仕切ってもらわないと、規制緩和も大事なことです。理念まで曲げてしまうと、私たちがその責任を追うことになってしまっています。地域で何とかする努力も必要ですが、担当者の方とか、職員さんと上手いこと調整ができればいいと思います。

あともう一点すみません。情報を得る手段がありませんでしたので、今回前の委員会が終わってから、情報公開請求を2点させてもらいました。このやり方は、あまりよくないとはわかってるんですが、全市的な自治振興会の情報を見ました。ルー

ル上でおかしなことばかりでした。ルール上ではできないことが、申請書を通じて、市と通じ合ってOKになっています。これは、やっぱりチェックできてないということでもあります。そもそものルールのあり方、守り方ができてないので、基本の基本の基本ぐらいのルールを守ろうというところから始めないと難しいのではないかと思います。

○薄井委員

4月から参加させてもらってまして、2回の作業部会に入ってますが、意見については集約された通りです。

○中島（初）委員

私も、4月の作業部会から参加で集約された通りですが、交付金の手引きはよくできていると思っていて、この手引きを各自治振興会が守っていけば、いろんな監査にも耐えられるものになるのではないかと思います。ただ、今後、高齢化でお年寄りが増えていく等の社会の変化に応じて、交付金の中身の分配とかどうしていくのかまで考えられるような交付金ルールであればと思った次第です。

地域課題のまちづくり計画をほとんどの地域が立てているとは思いますが、まだ課題ばかりで、解決の為に何をしていくのかということまで、到達していないというのがあって、それをきっちり考えることができれば、繰越金の使い方とか、もっと有効に交付金を使っていけるようになるのではと思っています。

○秀熊委員

こちらの委員会を通じて、甲南町の課題が見えてきました。甲南町の自治振興会を担当しているセンター長で、これからどういうふうに課題を解決していくか、どういうことができるのかと、センター長等が会議を持ちながら、課題の共通理解と課題の解決に向けての話し合いをできればということで話をしています。甲南エリアで、自治振興会が5つありますが、それぞれ動きが異なっていますので、手引きに沿った運用ができるように話をしていきたいと思っています。作業部会の内容は、この集約のとおりで問題ないと思います。

○中川委員長

今、後半部分で、いくつか大事なことが出てきています。一つは、共通ルール、統一ルールが必要であるということが大前提となるが、まだ共通ルール、統一ルールの共通認識を持ってないのではないかと思います。どちらかというとローカルルールが前に出てきている印象を受けます。ローカルルールの必然性に対して、同意をする面があればあるほど、どうすればいいのと袋小路に入ってしまいます。ここは思い切って次回までに統一ルールとしてこうしたいと出すべきでないかと私は思います。過去

の経緯については、皆さんのご理解も深まったのではないかと思います。そうすると、小異を捨てて大同に就く決断がいる。その時期にそろそろ来ました。

それから、もう一つ。区・自治会と自治振興会とどう違うかということ。はっきりと条例上位置づいているはずですが。区・自治会というのは、この制度では、あくまでも任意団体です。申し訳ないが、明治以来の大区小区制の名残が現在の区に残っているのです。実情は行政機関の末端機構の一部でした。区の下に各戸（各家）があり、各家には各家長が任命されました。家長は原則として男性、20歳以上。その伝統がずっとあったのです。ところが、たけくらべの樋口一葉の家は、男性がいなくて、自分と母親しかいなくなって、自分が家長とならざるえなかったという日記があります。男がいなければ女がなり、その名残が今の区・自治会です。大都市の自治会であっても、お宅の家族は6人家族なので6人分の会費をお願いします、お宅は1人なので1人分をお願いします、とはなってませんよね。全部世帯方式です。なぜ、世帯方式かというとならば明治の家長制度、1家について1口分、家長制度の名残がなのです。現在も機能し続けていますが、もうこれは持ち堪えられなくなっています。ところが幸いなことに、甲賀市のいくつかの地域では、まだ9割ぐらいの加入率なので、持ちこたえています。一定程度の公共性はまだ残っていますので、ある地区においては自治振興交付金の一定程度を区・自治会へ8割ぐらいそのまま渡すというところもあるかもしれません。それは、その自治振興会の主体性の問題です。振興会を構成しているメンバーさんが、それで結構ですとおっしゃったらそれでOKです。地域内自治の問題です。ただし、加入率が5割を切ってくるとか6割になると、入っていない人にどう説明するのか、そのままスラッと区・自治会へ渡すことはできなくなります。過渡期の地域はどんどん生まれているし、都市部の8割以上がそうです。例えば小学校区単位の住民自治協議会を作ったとすると、執行部の中に自治会長は入ってほしいと皆が思っていて、自治会長が事実上の代表をやってくれたらもっとよいと思っているけれども、だからと言って住民自治協議会イコール自治会ではありません。その辺の仕分けがきちんとはできないとまだまだトラブルが起こってきます。ただし、それは振興会の中の自治に委ねるべきだと私は思っています。だから会員が6割とか5割になってくると、残りの4割の人に対してどうするのか、残りの人が文句をいってくるかもしれない。そうすると、名張市の新興住宅団地のように自治会加入率が低いけれども、そこにお金を渡すことで、代わりに入っていない人に対してもサービス・事業してくれますかと委託料になっています、というような使い方もあります。この問題はそんなに深刻ではないと私は思います。現実に活動して頑張ってくださいているものを、むざむざ潰しに行く必要はないです。自治の伝統なのだから。ですから、この議論はこの程度にされたらと思います。

名張市では、かつて従来の区長・自治会長さんにお世話料として、市から年間20万円くらい出ていました。それは地域交付金の中から引き続き払って欲しいという地域は、そのまま払っておられます。例えば、赤目地区とか名張街道の一地区では出し

てるはずで。振興会の交付金の使い方の話であって、行政は関与しません、という
ような理屈があるということです。

○吉田委員

消防ホースや LED など、ほぼ行政よりの仕事を自治振興会が受けると、ものすごく
不公平感が出てきます。

○中川委員長

それは、次の議論です。消防備品の管理とか、防犯をどうするか、防犯カメラはど
うするかなど、団体自治でやっていることを一部住民自治に渡している部分を一度仕
切り直さないといけない。行政内部で整理をしてほしい。ある地区では、地区の予算
でやっていて、こっちは地区では行政予算でやってると、それはおかしい。交付金の
メニューの洗い出しをして、この場合は行政が負担するべき、こういうことは地域で
お願いしたいと、もう 1 回リストを整理してほしい。団体自治と住民自治の役割分担。
それをお願いしたいと思いました。

消防から始まって、福祉、保険、医療、教育、環境、防災、全てに渡って、行政が
やるべきこと、行政でなければできないことはこれと団体自治の整理をして、ここか
ら先は住民の力でやってもらわないとできない部分と、仕分けが必要になります。そ
れをした上で、地域自治協議会、住民自治協議会の仕事が新たに見えてきます。それ
をきっちりやったのが、東近江市の蒲生地区です。蒲生のまちづくり計画をご覧にな
れば、行政がやるべきこと、住民がやるべきこと、また住民側の中でも、PTA がやる
こと、婦人会ができること、老人会ができることと、分担ができています。住民側の
団体にもきちんと役割分担ができています。そういう議論をしていただきたい。その議
論ができるように行政側もひとつのラインを引いて欲しい。その作業に着手してほし
いです。それがあって、本当の協働ではないでしょうか。で、なおかつ住民側のパワ
ーが余るのであれば、行政側が困っている仕事を委託料としてもらってやってあげて
もいいよという振興会が出てきてもよいのではないかと思います。反対に、それどこ
ろではない、人数が少なくて過疎で、子どももいない、年寄りばかりで、何から何
までおんぶに抱っここの状態であるならば、住民自治に行政の市民センターあたりが入
って行って、どれだけ団体自治を支えていけるかということです。地域によって、行
政の支援をどこまでするかということは統一できない。甲賀市のように広いところ
では、A 地区では役所が助けてあげないといけないが、B 地区では逆に役所が助けても
らっている部分があるようなケースが出てきても私はかまわないと思います。

○水上委員

今、私は鮎河の自治振興会の会長をしていますが、当面の課題が地域を挙げて、小
学校が閉校になり、保育園が閉園となって、学校の跡地活用を皆で考えようかと、行

政を含めていろんな提案を頂きながら、アンケートや懇談会などを昨年行いました。閉校、閉園のかたちをとって、今後はどういう風に利活用をしていくか、自治振興会としての役割という、いわゆる住民自治、団体自治の部分でどのようなかたちで役割分担を決めて、まだこれから具体的に何をしようまでにはいってませんが、活用検討協議会の立ち上げを予定をしています。住民自治のあり方、どうにかたちで私どもの地域に相応しいかたちをもっていったらいいのか悩んでいます。振興会としてどういう風にしていったらいいのか、教えていただきたい。

○中川委員長

計画づくりの専門家は、こちらに西村副委員長がおられます。現状の把握、それを科学的に分析し、5年・10年後こうなるトレンドを抜いていく、その時点で、地域で太刀打ちできる資源（人的、伝統的、制度的、技術的、ハード、自然環境）を書き出していき、そうするとこれに取り組む必要があるというストーリーが生まれてきます。最初はこれを進める、次はこれ、次はこれと優先順位が出てきます。ただ、ここから先は行政でないと無理といったことが出てきます。そういう風にストーリーを作っていくと地域づくり計画に化けていきます。

○水上委員

過疎地なので、受け皿、体力がありません。行政側に頼る部分が多いですが、そうかといって住民を無視するわけにもいかないし、その辺りの意見のとり方も難しい。

○中川委員長

その専門は、西村副委員長さんなので、アドバイス求められたらどうでしょうか。一言で言うと、もし命にかかわることが起こったとき、ご病気になられて重篤だとなったとき、役所に連絡して、すぐ救急車呼んで助けてと言ってる時間もない、今なんとかしないといけない、この時に何をするか、これが住民自治です。そこから先は、団体自治に委ねるしかない。そういう、緊急、臨時、今すぐ、身近に、というのが自治です。そのように考えられたらよろしいのではないですか。そして、できないことはできないと諦めることも大切です。

○中島（教）委員

大原自治振興会でも、なかなかキーマンが出てきません。今しているのが、実際、いろいろな活動、例えば福祉というテーマがあったときに活動されている諸団体がいっぱいあって、例えば日赤さん、健推さんといろいろありますが、その方々を集めて現状どんな活動をされていて、どんな問題をもっているか一同に集まる円卓会議を3回ほどしていくと、今の制度ではこの部分が抜けてるとか、一緒にすればこんなことができる等、概ね見えてきて30年度の活動に移ってきています。なかなか手挙げ方

式でこれやってよという人がいない状況です。今ある人材を結集させるような話し合いをして整理をしていくと、自ずと委員長さんがいうようにまちづくり計画になっていくのではないかと思います。ただ、コーディネートをしていく人として期待されていくのが地域マネージャーであるとも思っています。おのおの地域では、そういう方がいらっしゃるのではないかと。全然人が足らんということになれば、行政との役割分担で、その会議にも行政にも入ってもらったらいいと思います。そういう話し合う場を積極的に仕掛けていくのがたぶん自治振興会の役割であると思います。それを地域の代表として自治振興会が取り仕切ろうと思うと、区から反発が出てきたりするので、振興会はコーディネートの立場で、皆と一緒に地域課題を見つけて、役割分担をしてやっていく、その時のお金のこととかコーディネーターをするのが自治振興会の役割というように、本来やるべきことに戻ると、イベント型から課題解決型の自治振興会に変わっていくのではないかと、それを今、大原自治振興会ではやり始めています。

○中川委員長

甲賀市内でも様々なバリエーション、パターンがあると思います。パターンに応じた、話し合いの場の設定、いわゆるファシリテーションから始まって、人的資源の出会い、結び、組織編成と平行して計画、課題を見つけながら解決、方策の計画作りにビルトインしていくと、そしてこれを承認してもらって、それをベースに市の総合計画に上積みとなっていくのが正しいですね。ところが、そうなっているところは少なく、多くは合併でぐちゃぐちゃになってしまっています。

○吉田委員

私が認識しているその状態での甲賀市の致命的な問題点は、果たして子育てとか福祉とか高齢化とか安全とか防災とか全部を見ると、全ての専門家にならないといけないわけなんですけど、取りまとめようとする、地域には各種団体さんがおられ、健康福祉委員さんや民生委員さんの皆さんがおられ、その方たちが、私たちはもちろん代表ではないので、地域上のプラットホームになっています。ただ市のほうからある程度職務を受けておられるので、例えば甲南町の民生委員の会でやることを決められています。その際に市のほうでは予算がつかないので、地域でやる時は地域で予算を出してもらってくださいという決め方をされています。例えば防災士さんの会とか、消防のことにに関してとか、全ての市が持っている条例、規則、制度の中にある団体さんの予算がどうやら自治振興会に振られているニュアンスになってきているように思います。そうすると、私たちがものすごく幅広いことをしないといけない。行政の窓口分の予算枠を持って、数を割り振らないといけない。申し訳ないが、到底動きません。ざっくり投げたいですが、それもできません。どちらかに振るのも結構しんどくて、どうしたものかと悩んでいます。

○中川委員長

それは逆に、エネルギーがあって、人材があって、伝統の力のある、どっちかというとパワフルな地域の悩みかも知れません。

○西村副委員長

東近江で議論しているのは、地域・まちづくり協議会で絞ってくださいとなっていることです。いろんな組織が縦割りであり、行政は基本的に縦割りできていますが、地域コミュニティ推進課だけが横横できているので、まったく噛み合わない状況です。今でこそ、まちづくり協議会が呼び出すと皆が来てくれるようにはなりましたが、私たちの指示命令系統はどうなのか、今でも議論はあります。そこは、やっぱり立ち向かわないといけないところかなと思います。

○中川委員長

話をそらすつもりはありませんが、もやもやとしていることを、この際はっきりしたほうが良いと思います。

区・自治会の会長と自治振興会の会長のどっちが偉いのかという話はいつも出てきます。三重県とか奈良県とか兵庫県とか大阪府…。そこで、私は言いますが、自治法の法体系上からいうと偉いのは振興会の会長です。これは公共団体だからです。つまり、法の支配に属する団体。憲法89条で言う、公の支配に属する団体です。公の支配に属しない団体には一切の助成金とか支援とか寄付金を出したらいけないとなっています。慈善博愛宗教等の団体で公の支配に属さない団体には公的支援をしてはいけないとなっています。だから、交付金とか補助金は公的支援の対象になっている89条の合致団体となっています。ところが、区・自治会は違います。自治会・町内会の会員総意の決議で今回の選挙は誰々議員を応援しますとなっても、自治会内部ではOKですが、都市部の自治会ではそんなことをしたら反発があり、議論になります。家長制の名残を引いて、政府との取引、交渉する団体は家長の連合体の区であったというその名残が、今の区・自治会に残っています。だから政治を握っているのは区・自治会となっていて、実際には区・自治会が力をもっています。しかし、89条に合致する団体は自治振興会です。そんな構造になっています。なので有名無実の団体にしないためには、そこに実力者の方にも理事会に入っていただくことが大事です。さらに、実際に公共的な仕事をいっぱいしていただいているところがほとんどです。自治振興会との役割分担を考えたときに、加入率が高いところは、振興会が都道府県の役割をして、区・自治会が市町村的な役割をするという考え方もあります。加入率が低いところは、市町村にはならない株式会社みたいなところにお金を出して、お宅の株主ではない人にもサービスをしてくださいとお金を出すとといったように、例えば広報の宅配を区・自治会にお願いするやり方があります。自治会に加入していない人に

も配ってねとなる。こういう使い方もある。区・自治会ではとても無理な防災訓練、新産業興し、集落営農の取りまとめみたいなことは住民自治協議会でやりましょうという棲み分けが、地区ごとに出てきたら良いのではないかと思います。大事なことは、加入率が高ければ高いほど公共性が高くなり、低ければ低いほど自治振興会、住民自治協議会の役割が増えてくる、という関係を持ってください。

これで私の発言時間を使い切ったと思うので、後は皆様に発言してもらえればと思います。

一定程度の導きをしてもらって、お金に関しても、もうここまで議論したので、納得できるというところになれるようなルールを出してもらえますか。事務局とも打ち合わせをせなあかんとは思いますが、今日出ました監査、チェックシステムのわかり易い説明、あり方というのを考えてもらいたい。地域担当職員制度のこれまでとこれからの展望を示していただきたい。市民センターのあり方も含めて。行政、市民センター、地区担当職員、あるいは地域マネージャーの活用の仕方を、全地区的に共通に説明できるひとつのものが欲しい。区・自治会と自治振興会の関係について、話させてもらいましたが、これを基にして、わかり易いように解き起こしていただきたい。誤解して欲しくないのが、区・自治会がつまらないものなんだ、ダメなんだと言っている訳ではありません。ただ、これは過渡期の存在であり、過渡期ではありますが、まだしばらく続きます。終戦後、GHQ が破壊しようとしたが、できませんでした。一旦解散命令を出した昭和 24～25 年に、日赤奉仕団と名前を変えて生き残りしました。日本赤十字を奉仕する団体だから GHQ は潰さないだろうと、作ったら潰されなかったのです。そしてまた、元通りの自治会に戻ったという歴史があるのです。ですから、これは生易しい存在ではなく伝統のある団体なのです。ただ、じわじわ加入率が減ってきており、区・自治会を基礎的なコミュニティという言葉で説明している自治体もあります。まずは、現状を認識し、課題を出し合うというファシリテーションの会議ってというのが必要ではないでしょうか。それがなくて、よそと比べてうちのルールおかしいのではないかと、そんなことで皆さんストレスが溜まっているような気がします。もうそろそろそれは置いて、交通整理の話はこの委員会に任じていただいて、地区ごとにこれからどうなる、課題は何かとの現況調査等をして、まちづくり計画の簡略版でも作って頂くように、応援に入ってはどうでしょうか。地域センターのあり方もそういう課題を教えてあげる、あるいは、解決のための具体的な行動の例を示していくなど、リードしていくことに意味があるのではないかと思います。その課題を出すにあたっては、地域データをどれくらい行政が出せるかの苦闘が必要となります。データも出さずに、皆に現状どうなってますか、課題出したらどうですかとなったら、申し訳ないけど 1 週間で終わります。全国共通、年寄りばかりで子どもなんて全然いない、電車もバスも無くなっていく、ガソリンスタンドも無くなったで、スーパーなんか来ないで、これで終わりです。どうしたらよいですかとなったら、役所に何とかしてもらえない。税金出しているから…。こうなってしまいます。これでは計

画になりません。これを飛躍、ストップ、この壁を破るのが市民センターだと私は思います。そうすると、住民さんの中にも行政に対して、よく頑張ってくれているからと協力してくれる団体が生まれてくるかもしれません。

○安達委員

委員長が行政も含めて円卓会議を進めていったどうかという話がありました。皆さんご存知かと思いますが、行政さんはもちろん、私の地域でとても悲しい事故が起きました。その件についても、ハード面の解決策はすぐに工事が始まっています。けれども住んでる住民が、何も集まる機会がないというか、デリケートな問題なので声を上げるのが良いのか悪いのか私もわからない。何が言いたいのかという、住民として何かアクションを起こそうよというよりも、もっと顔が見える関係づくりをするような場に、私たちやもっと若い世代、子育て世代が出て行って、皆で子どもたちを守っていく地域にしたいなと思います。円卓会議っていうのも、顔が見える関係作りということで、大事だと思います。

○中川委員長

顔が見える関係、面識的関係の範囲内で地域振興会をつくるのが大事です。この範囲を超えると、地域振興会も分家する必要があると思います。目安は校区単位ではありますが、校区イコール地域振興会でなければならないというルールはありません。面識関係が離れてしまったら、距離的に離れていることが原因かも知れません。また人数が多すぎる場合は、分けたらよいのです。それ以上大きくなったら、面識関係が成立しません。おっしゃっていることは正しいです。面識関係は社会の財産です。それを作るためにこの委員会があるのです。

○池田委員

この会は勉強になります。一番衝撃的だったのが、自治振興会は法的に担保されていて、区・自治会は極端に厳しくいうと名残だという話です。ただ、それを認識している人って、区・自治会の中にいるのかというと、ほぼいないかなと思います。伝統があるのは区なので、こんな新しいとこに負けてられるかという感覚じゃないかなと思います。これから進めていくにあたって、それを理解してもらわないと、かなり難しいことが沢山出てくるのではないかと思います。やっぱり教育が大事で、しっかり関与していくことが大事かと思います。

質問ですが、義務教育のレベルで、区などの成り立ちや、自治振興会の意義や成り立ちなど、子どもたちに伝えていくことはやっているのでしょうか。

○中川委員長

やってないですね。

○池田委員

そうすると、時間が経過しても口伝えで家から聞いているだけになりますね。今初めて、そうやったんかと。そんな親がいまさら言うわけないから。となると、どっちが上か下かっていう話ではなくて、これからこう変わっていくんだということをやっぱり、伝えていく、柔らかくソフトに関与していかないと変えられないのかなと思いました。

○中川委員長

昔はそれを家庭教育やってたんですね。お天道様が見てるよ。世間に顔向けできなくなるよと。それがコミュニティ教育だったんですよ。今はそういうことを教える家庭教育は無くなっている。やらないといけないですね。

○澤委員

どうしても信楽の私は、分会でやっているの、区長が偉いのか、振興会長が偉いのかの話ではなしに、1対1でやっているの、一緒になっています。いつも話が見えないことが多いです。自治振興会活動、区活動ということで分けさせてもらうと、問題点は全て一緒なんです。各地区でかたまっ、振興会活動をしていますので、長野地区の問題は振興会の長野分会の問題としてとらえています。だから、ひとつのイベントは、皆さんの理解があまりないので振興会としてやっても、昔ながらの区の活動として捉えられています。予算を頂いている事業については、市からの交付金で対応して、結果的に区全体の費用が助かっている状況です。先程おっしゃったように、この役をさせてもらってて思ったのは、税金を頂いて、区のお金をあまり使わずに、地域の方から文句も言われずに活動して、前年並みにやっておけば、チェックは入りますけど、苦情は言われぬ、なんとなくやる、これが私なりの現状です。子育てサークルをはじめ、地域問題は色々ありますが、住民の方々から結局全然問題点があがってこないの、もっとこちらから積極的に動く必要があるけれども、区の活動としてとらえられているから、皆さんおっしゃらないのかなと思います。

中島（教）委員

上下関係というか、振興会は法律で謳われているものだというのを、今までいきなり言うことはしていないとか、できませんでした。地縁団体というのがいくつかあるので、それが全部の学区を占めているわけではなく、企業さんもあり、区に入っていない方も多くないですがおられて、もっと広いエリアで地域振興会がやるという説明をしています。上下という話になると、かなり強い反発が来ますので、それはそれで置いているというのが現状です。6年目の時に地域でアンケートをし

ましたが、やはり約半分ぐらいの認知度でした。そんなにかかってもあと半分は知らない。知らないというのは、区長さんを通して区に情報が行っても、その先には行かないといったこともあるのかなと思っています。過去に何かのかたちで参加した方は知っているというところでの50パーセントだと思います。やはり去年も年度途中から、区に出掛けて行って、丁寧に振興会のやっていること、やるべきこと、課題、それから当然区の課題もあるので、専門家の西村さんと一緒に行って、丁寧に説明にしていくと、そういう中で自ずと区と振興会の役割もわかっていただけるのかなと思います。振興会はこうですからと言ったとしても、ご理解いただけない部分はあり、地道にやってきたいと思います。今年も繰り返し寄せてもらってもりです。

それと地域課題を見たときに、私、大原自治振興会でも、北と南、また甲賀町には佐山と油日の自治振興会とありますし、十分なことはわかりませんが、3学区で一緒にやっていくことも考えており、部分的に広めていこうかなと思っています。

○本馬委員

私は、土山ですが、昔ながらの事業もありますし、継続して行って頂いているのですが、後からスタートした自治振興会活動と、区の活動との連携というのが、私に関わる中では、区・自治会のほうが協力的ではないような場面が見受けられるのかなと思います。自治振興会活動を区・自治会に対して、十分に説明できていないのもあるのではと思います。それぞれの活動をしっかりと認め合いながら、お互いが補えるような、そんな活動になっていく必要があるのかなと感じています。

市全体、町域で地域まちづくり計画等ができていますが、やはり区単位でそれぞれの課題が違うので、区単位の地域に合った方策、計画を皆で話し合える、区・自治会も関係するし、自治振興会も関係するので、一つの団体だけが話し合うのではなくて、その地域の人たちが、自分たちの会として話し合う場が必要ではないのかなと、一個人として活動する中で感じるところです。

○水上委員

区と振興会の話が續いていますけども、私も同じ考えを持っています。町が市になってから振興会というものができて、私らのところでは小さいながらも6人の区長さんがいますが、その細かな仕事、全ての仕事を振興会ができたことで仕事が分散できたかといえ、かなり区長さん一人ひとりの責任の部分を、何とかこっちは振興会が担っていく、この部分は区長さんが担っていくと役割を分担して、今のところ何とかできているのかなと思います。行政と関わっていく役割の人、地域に入っていく人、そういった部分で考えると、従来の旧町の時の区長さんよりも負担が少なくなっているのは事実かなと思います。しかし、振興会の役員ということに関しては、なかなかそういった役を引き受けて頂けません。区長さんは1年で代

わかりますが、いつも問題になるのが2月3月頃から次の役員をどうするかということです。皆さんが責任を負わされるのを嫌がります。そういう意見がたくさん出てきて、なかなかまとまりがきかないです。お願いしてお願いして、なんとかやってもらうかたちになってくると、どうしても頼まれたからしてあげているようなかたちに受け止められています。そうするとその1年間受身の仕事しかできなくなります。どうしても振興会会長なので、その仕事も自治振興会でやってください、となると、私自身もずっとすることはできませんし、そうすると責任が一極集中になってしまい、業務超過のような事態になりかねません。

もう一つ私の地域で懸念しているのが、準観光地みたいなかたちで、春の桜の時期にかなりの行楽客が来る「咲くや鮎河桜まつり」を行っており、今回で17回ぐらいになります。それに関しても、最初は地元の活性化のためにスターとしたのですが、どんどん人が外から来られて、1週間に1万人近くの人に来られるわけです。その受け入れに、地域がハッキリ言って根を上げてしまっていて、もう来て欲しくないという人もいます。当初は活性化のために何とか人を呼んで地域おこしをしようというのが目的だったが、想定以上にお客さんが来られることで、今年あたりは何か重荷になってきているなど、来年どうしようかというのがあります。地域振興のためにしていかないといけないことであるけれども、今年は市にもボランティアガイドをお願いして何とか運営できている状態なのです。

○藪下委員

綾野学区の話、自分とこの話になりますが、綾野学区の区・自治会の世帯加入率は41%と、たぶん甲賀市内で一番低いのではないかと思います。それから、一人暮らしの方が多い。それから自主防災組織が1/3と、それも低い。あと多文化共生の部分では、外国人住民が非常に多い。小学校の子たちが多い。その中で、人口がそんなに減らないのは、外国人住民の方がある種一躍を担っています。その中で、自治振興会の役割、重い荷物を背負っているわけではなくて、楽しい部分も増えてきていますので、その部分をどうするかということで、副委員長に西村さんの名前を出しますが、綾野自治振興会ではどうしようもできない、区・自治会でもどうしようもできない、41%の実績ではどこの誰がいるかわからない、災害の際に区長が避難誘導となってもどこに誰がいるかわからないといった課題もある会議で出ていました。いろんな問題があります。先程もありましたが、悲しい事故があり、綾野学区でも区長会も一緒になり現場確認をしながら、ここは危険だと情報共有されていました。ひとつは、区・自治会の区割り小学校の分断、見守りの登下校の組織が違うんですね。区割りがね。これをどうしようかとか、たくさん出てきました。具体的にどうしていくのがよいかとなって、綾野学区は自治振興会が中心となるのではなくて、仲介的な役割を果たそうと、地縁団体と色々な団体が絡み合うように、自治振興会が勝手に名づけて、「あやネットワーク会議」を全体の総

称としている、テーマごとになんとか円卓会議がある。そういうことをやりながら、実は副委員長の西村さんに委託、まちづくり計画書を改定しようと、今現在あるけれども十分とは言えないまちづくり計画なのでどんどん改正して、10年先20年先を見据えて、今なすべきこと、ここはきちんとやっ払いこうかと考えています。それをあやネットワーク会議に放り込みながら、ここのテーマは円卓会議でやっ払いこうというかたちをとっています。一番大事なものは、防災、災害の際にどうするかということであり、区・自治会単位でいうと18の区・自治会があるが、全てを網羅するのは難しい状況です。綾野学区はお互いを支えあうためにブロック化を考えています。その中にはもちろん、区・自治会組織のない区域も入っています。副委員長の西村さんにアドバイス頂きながら、まちづくり計画書できちんとやっ払い、さまざまな団体さんが絡んでいくと、ひとつのテーマで多様な方たちが集まるようなかたちを作っ払いこうと動いています。実はこのあとも、副委員長と自治振興会と地域市民センターと地域マネージャーも含めて調整会議をやろうということで、果たしてどうなるかは、この1年間の結果次第ですが、今の動きを申し上げました。

○中川委員長

また一度見本市でも。皆さんに教えてもらうための場を設けたいなと思いますね。

○吉田委員

事故の件は残念でした。我々も自治振興会としてはハード面の工事はかなりしていたのですが、今回の事故を受けてあの2日間ぐらいで30件以上の電話を頂きました。地域の全ての道を歩いて、全て地図上に落としてきましたけども、ざっと試算しても数百万円、5百万円は超えるぐらいのお金がかかります。これ以上の規模となると学区では難しいですし、危険箇所だけでも相当な金額になる。上下とか先ほどから言ってますけども、上下とかではなく、誰の責任か、地域内で誰がやるかが決められないのです。新たな課題が出たときに、それは自治会だろ、いや自治振興会っていう話になって、誰もやらなくなってしまう。誰がやるのかがしっかりと決められればいいかなと思います。任せてますや知らなかったとか我々ではないとかは、自治振興会を預かる身としては言えないので、そこをしっかりと地域の課題として位置づけて進めていきたいなと思います。円卓会議も今月で、30回目になりますが、この場も権限、責任の調整の場になっています。今ですと、小学校単位に2つの区・自治会がありますが、誰が学校等で学区の面倒を見るかという話になります。各区が備品・防災の備蓄を持っていますが、それをどうやって学校に集約して、どうしていくか、次のステップ、配布のステップが一切ありません。どう取りまとめるか、両区長なのか、自治振興会会長なのか、これも、権限と責任の問題なのかなと思います。委員長が言われました、顔が見える関係、面識関係が崩れているということですが、うちの自治振興会は崩れていると思います。区側です

が、甲賀市の行政区設置条例では、1区がおおむね40世帯と書かれていますが、希望ヶ丘は2区あって、各1区単位が1300世帯ほどです。この時点で面識関係が崩れています。多すぎるし、大きすぎます。実際の円卓会議の中では、区・自治会を40世帯まで割ろうかという動きもありまして、加入率は双方79%でやっていますがぎりぎりのところですよ。正直なところ、甲賀市が進めています人が増える施策は、うちの地域としては人が多すぎて増えて欲しくない地域になっています。

課題としては、今は地方自治法第262条に定められている、認可地縁団体を併合整備しないといけません、うちの自治会の名簿整備のところ自治振興会が手を出して、地域内を住民票的なものを挙げられるレベルでできないかと進めています。ただこれは、信楽のほうでもあります、当初は2分会でした。その時の課題としては、他は振興会として動いていて、うちは分会であったので、分会であることが課題でした。学区で活動できることを分会で話し合っていましたので、分会が課題でした。自治振興会をしようと思ったら、学区単位なのであればそういうところに課題があるかなと置き換えてやってきたので、そういうところはちょっとずつ進んでいるとは思いますが。

○薄井委員

私は貴生川地域の市民センターで勤務しています。うちの地域はわりと元気のある地域だと思います。私が考えている一番の課題は、地域課題がなかなか見えてこない、危機感がわりと少ない地域かと思っています。人口減少が全国的に言われていますが、貴生川地域はほぼ横ばいの状況が続いていて、新たな宅地も造成されていて、区の話で行くと、今年度に1つできるかな、どうかな、と話もしています。ただ、うちでも減っている地域はもちろんあります。新たな造成がされている地域は増えていますが、じわじわ少子化の、子どもが数えるほどしかない地域も増えてきています。そのなかで、全体で議論していくと、どうしてもそっちのほうの課題になかなか行き着きません。まちづくりに元気な人は、わりと元気な地域の人が多い気がして、こういうところをどう取りまとめて、地域課題として全体で取り組んでいくかというのがなかなか難しいなと思っています。貴生川地域は15区あり、一番小さいところで、十数世帯、一番多いところで600世帯です。これらの区が一同に会して、議論していますが、なかなか、一体感が出てきません。元気なところはどんどん、まちづくりに人を放り込んで絶対ええやろうと言ってくれたりするけども、小さいところだといろんな各種団体、うちも元気な地域なので団体がものすごく多く、それぞれがそれぞれの団体として活動しています。区がもちろん強いので、各区1人という動員が多いと小さい区はそれだけでも手がいっぱいになっています。全体で議論するのが、今一番難しいです。その中で、仕事で心がけているのが、各種団体の、会員制をとっている団体もあって、なるべく行けるところには顔を出して、どういう活動されているのか、仕事であったり、私もその地域に住

んでいますので、住民として入ったりしながら、あとは全体を一堂に会して会議をしたらいいんですけど、なかなかできないので、ひとつずつピックアップしながらこういう意見ならこことここ一緒にしてみたらどうでしょうみたいなのを、こつこつとやっているというのが現状です。

もうひとつ、区と自治振興会の関係をうちも議論されて、やっぱり区長さんは単年区長さんが多いということで、長期的な課題には向いていないと思います。区という歴史もあるし。やはり自治振興会は、長期的な展望も見ながら全体のことを考えていくということで、昔は一緒にやっていたが、ちょっと分離してやろうかということで、始まって今1年、2年目になります。そういう状況でスタート切った感じです。その中でも、自治振興会の役員さんは、今2年任期になっていて、今2年目になるので、ちょっとずつ何かやらなあかんなどのこで取り組み出してくれているところはありますが、さっき区と自治振興会の話がありましたが、うちで言っているのは、区長さんなくして地域は回っていかないの、自治振興会の皆さんにはもちろんその区長さんを大事にしながらやっていきたいと思います。今の各種団体も区長さんがおおかた充て職で、それぞれの理事さんなり委員さんなり多く兼務されているので、そういうところを中心にやっていくのかなと思ったりはしています。自治振興会はそのコーディネートはもちろんですけど、新たな広域的な視点を持ってできたらいいのかなと思います。なかなか難しいところではあります。またアドバイス頂ければと思います。

○中島（初）委員

佐山学区自治振興会の支援をさせていただいています。佐山学区は4つの区です。区の加入率が非常に高く、4つの区は非常にまとまりがあります。区長さんたちがいつもいろんな議論をできる状況にあります。自治振興会は前年度の区長を終えた方が自治振興会の会長・副会長・監事ということで、4人が分担してやられています。区長は1年終えて、次は自治振興会の役員をとるかたちで、やり手がないということもあって、充て職という位置づけになっていますが、区の状況がわかって、その次に自治振興会をやられるので、非常によく内情を知っておられる方がまとまりのある状態でやっておられるかなと思います。ただ、長期的な展望が持てないのが、ひとつの課題です。

そこで今年なんですけど、長期的な展望を持っておられる方のチームを作ろうということで、この前の18日に総会だったんですが、事務局から提案というかたちでプロジェクトチームを立ち上げて、長期的にプロジェクトに携わってくださる方を手挙げ方式、推薦方式で応募するかたちでしてくださいということで昨日より地域市民センターだよりに載せまして、今募集を始めたところです。どれだけの方が関心を持ってくださっているのかわからないですけども、地域課題をずっと継続して話し合っていて、その課題を煮詰めてくださっている方を含めて、自治

振興会の事業を進めていければというような希望もあって、事務局から提案させていただきました。先ほどの委員長の話の中で、課題を教えるというのもセンターのひとつの役割とありましたので、センターとしてひとつ提案できたかなという気持ちでいます。どうか成功するように、色々な方のアドバイスがいただけて、継続的な議論ができるような、話し合いがまずはスタートできればと思っています。

○秀熊委員

甲南のほうなんですけども、いろいろな課題がありまして、今年度から意欲のある地域マネージャーさんに来て頂きましたので、そういった方とセンター長が一緒になって、これから地域カルテを作っていくということですので、また新たな課題が見つかっていくのではないかとと思っています。そういった課題の解決のために、今まで会議の場でなかなか意見を、本音の部分が聞けないということで、今年度は課題解決ではないですけど、手始めに気軽なフリートークができる場を設けたいなということで、役員さんなり理事さんの意見などを聞きながら、これからの課題解決をどういう風にしていけるかということ話し合いながら進めて行きたいなと考えています。なかなか甲南のほうは、他の町とは遅れているのですが、早く皆さんの地域に追いつけるように、色々な方にアドバイスもらいながら地域カルテを作りながら進めて行きたいなと考えています。

○中川委員長

今日ご議論頂いた事をもって、皆さんのご意見をかなり集約できると思います。もう一回だけ作業部会をやっていただいて、交付金については結論を出して頂きたい。どのようなことやっても不公平が出るのは覚悟の上でやりましょう。ですので、決定事項ではなく、この結論をもって1～2年試行的にやってみる、その中で不備、不都合が出てきたら微調節する、そういう弾力的な運びで持って、取り扱う。しかし、一定の結論を導かないと、この予算要求ができません。ようわからん予算ですけどくださいというわけにはいきません。要綱も固める必要がありますし、そういう方向で一定のかたちを作り上げてしまう。決断してください。

2つめは、区・自治会と自治振興会との関係については整理できたと思います。法的にも、89条準用の公の支配に属する団体という概念が出てきました。しかし、自治会・町内会もかつては99%、100%自治会の時には公の支配に属する団体でありました。ですから、お隣の名張市とか伊賀市は自治会長に任命辞令、委嘱辞令を出して謝礼金、報酬まで出していました。区長に任命しますとしていました。ということは、89条を準用する公の支配に属する団体として扱うことができていたのです。しかし、今は加入しない人も出てきている、農業やらない人も居住している人がいる状態で新しい新型の自治会・町内会になったときにそれに加盟しない人も出てきています。もう全国で自治会・町内会が任意の団体に転換し始めてい

ます。ですから、自治会・町内会イコール公の組織と言いくくなくなっており、そういう過渡期に今あります。そうすると、区・自治会頼りの旧分布型の住民自治の…、あるいは団体自治のなんでも住民自治にお任せみたいな時代の風潮は、もう限界にきています。しかし、議論が出た中で、かなり区・自治会と自治振興会の役割分担、自治振興会と地域市民センターの関わり方、地域担当職員とそこにおける活動の仕方は整理ができる方向にいったと思います。次はその方向に、からだ半分傾けて議論をしていただきたいです。

ですから、次の作業部会は2つの課題を整理していただきたいと思います。今日頂いたご意見については、非常に貴重なご意見で、一気に議論が深まったなと思っています。ありがとうございます。

区・自治会長を辞めたら、次の地域振興会の会長になりますというのは、非常に良い方法だと思います。地域でもめない最も良い方法なんです。これは認めて欲しいですね。ところが、それに当てはまるご当人は大変な悲劇なんです。まわりはものすごくよいと思っていますが、はまった本人はすごい労力が必要となります。これを軽減してあげる方法は何なのかを考えて欲しいです。これはひとえに、事務局機能を分離することです。会長イコール事務局長は地獄です。こういうことやっているから、地域人材が消耗して、やりたくても、やりたくなくなるのです。やっても感謝されず、押し付けながら陰口叩く文化があるのです。これをどうすれば覆せるか、考えて欲しいです。やはり地域リーダーの報酬は2つしかありません。ひとつは、地域の人らに認識してもらって、頭下げてもらう、感謝してもらうことです。もうひとつは、誰も感謝しないのやったら金ぐらい払えってことです。この2つの仕組みをどうしたら確立できるのか。本気になって考えて欲しいです。口で言うのではなくて、空中論ではなくて、実態的にです。例えば、名張市で、美旗という地域では、事務局長に元一部上場企業の経理部長だった人に来てもらって地元で張り付けてもらって、数百万円の報酬を支払っているそうです。その代わりにビジネスもやっているとのことでした。例えば、学童保育の運営を何箇所か行政から委託を受けていて、保育士さんとか元学校の先生もそこで給料貰いながら働いているわけです。それから、そこあがりの何割かは事務局長よりも給料を払っていると、労働基準法の施設になっていると、社会保険も入らないといけないとか、ものすごくそういうこともやっておられます。ですから、これから住民自治協議会、地域振興会は、将来的には、私は地域経営社団みたいなプロの集団になってほしいと思っています。ですから、会長さんには、ほんとにあの人がいてくれるからほっとするわ、ちゃんと目を光らせてくれるから、あの人がいてくれるおかげで争いごともなく上手いこともいくよねという人になってもらったら良い、いわゆる啓蒙型リーダーがよいと思っています。でもその人に事務局長までさせるなということです。事務局長または、事務局員は、その地域にいる人材の雇用を確保するような発想されたらどうでしょうか。そうしたら都会に働きにいかなくても、たとえば

どここの地域振興会の事務局職員やってて、将来は事務局長目指してると、そこにいてたらちゃんと子どもも育てられる給料も貰える、家も立てられるでというような地域振興会を作って欲しい、というお願いです。

あと、学区連合もありの話と今日も出たと思います。学区だけでは解決できないものは学区連合でやればいいのかと思います。合併前の旧町単位でやるというのがありますよ。反対に学区の中ではどうしてもまとまらないのは、地域振興会で分割するのもありだと思います。コストがかかるというのは行政の都合だと思います。行政はそれぐらいのコスト払っても良いと思います。面識社会がどこも成り立つのであれば。分けても構わないと思います。伊賀市でも、たった1700人しか人口ないのに住民自治協議会3つにわけてくれという例がありました。理由は、ずばり文化が違うから。北のほうは甲賀の文化、向こうは伊賀の文化、真ん中はちょっと違うと。たったの1700人ですよ。それを3つに分けました。ただ、大きな災害の訓練や運動会なんかは3つ一緒になってやっています。そういったルールを自主的に作ったので、そういうのもあっていいのではないかと、同じようにお金出し合って、協力するところはしたらどうかと思います。名張市は、反対の事例もありますよ。自治会・町内会から地域づくり委員会が毎年200万円とか300万円寄付金を貰っている。これはどう考えたらいいか、私は逆に悩みました。任意団体の自治会から地域づくり委員会がよくやってくれるので、私達は助かるということで寄付金、協力金を貰っておられます。自治会への加入率も上がるなど、そういう関係ができればいいなと思います。

では最後に、一番基本の行政がやらなければならないこと、地域でやらないといけないことは、地域とか地理条件とか社会条件とかで変わってきます。隣の町やからあれやからこっちもこうやとうことでもあります。私も大発見だったのが、名張市では防犯灯は自治会負担だったのですが、私の町では防犯灯は土木部道路課の負担、電気代も、防犯灯切れてたら役所に文句言っていました。これは反省しました、全国共通と違うんだと。都市部の役所としてサービスしてくれている、そういうことでもあると認識しました。

団体自治、団体としての行政でなければなしえないほどの資本規模がいることであり、行政による法律に裏付けられた執行権限がなければなしえない仕事であり、さらに行政でなければできない技術を内包しているものであり、住民では到底執行不可能な規模のものを団体自治として処理をするというのが一般理論です。一番わかりやすいのが、法律で役所が執行することになっていますとなっているものですが、法律で決まっていな団体自治はいっぱいあります。法律で団体自治、住民自治をピシッと決めてるのが消防です。自治体消防は、法律で決めています。だから本当は福祉も教育も防災も安全も全部、団体自治はここまで、住民自治はここまでやってくださいとハッキリしてもいいのですが、それやられるともものすごく息苦しい地域社会となります、逆に。そこまで政府に決めてもらわなくてもいいと思いま

す。それを決めるのは住民ではないでしょうか。やれることはやるし、やらなくてはいけないことはやるけれども、ここから先は俺たちでは無理だから、もしやってくれというのなら役所から金出してくれと交渉してもいいのではないのでしょうか。それが法律でバシッと決まっているのが、消防団です。報酬も全部決まっています。しかし、法律で書いてあっても、消防団員を確保できるかは地域の力次第です。消防団員を確保できなければ、全部自治体消防をお役所消防でカバーしなければならなくなります。はしご車は団体自治消防で、小型・機動的な消防自動車は自警消防、そのイメージで。福祉も同じです。地域福祉、地域教育、地域医療もあります。行政医療が総合型市民病院、地域医療が民間病院、はっきりわかれています。それを、これから、我々ができることは何かということ、できないこと、これ以上無理なことはこれだとはっきりさせる、それが計画です。それでも、まだできるかな、役所の代わりになるときは、お金ちょうだいと委託料として請求する、役所相手のビジネスモデル、コミュニティビジネス、ソーシャルビジネスと言います。大阪市役所は、こういうメニューを冊子にして、区役所の職員に渡しています。こういうことができればお知らせしてくださいとお願いしています。地域活動協議会がこの仕事すると言えば、これだけの契約金出せますというメニューがちゃんと出ています。そういう作業も必要なのではと思います。

そういうことで、次回も活発なご議論を期待しています。

○事務局

委員長、委員の皆様ありがとうございました。実は私も、2年前に区長をさせていただいて、自治振興会も関わらせていただきました。会計などの役職をしている時にも自治振興会に関わらせていただきました。市内全体をみると、区・自治会は、やはり地域性があると思います。私のところの区では、ほとんど高齢者が多数を占めておりまして、ほとんど65歳以上で、40戸ほどの区ですが、その次の役員のなり手がありません。ましてや高齢者の世帯ばかりで、組長の引き受け手もなくなってきました。挙げだしたらすごくいっぱい、区の役員を決めることですら課題になって、そこに差し迫った課題として、空き家の増加、耕作放棄地、獣害、高齢者の見守り、危険箇所などの色んな地域の課題を区で全て解決することは困難な状況です。それを自治振興会で広域的に考えていって解決していくという方法もございますので、そういうことで取り組んでいきたいと思っています。自治振興会の体制について、多くの意見をいただきましたが、私は、地域リーダー、地域を支えて頂くリーダーを確保する、育成していくことは大事だと思います。なかなか旧態依然とした地域で目立つことは嫌、またそういう風になったら足を引っ張られると思っておられる地域の識者の方がたくさんいらっしゃいますので、そういった方々を上手く自治振興会に巻き込んでいくのもひとつの案かなと思っています。

それから、統一したルールをもってやっても、結局不利益を受けるということも

あります。平成16年に合併しましたが、旧町の役場と各地域でやってきたルールが町ごとで違っていた。それが平成16年から現在平成30年になりましたけど、その間に解決できたのかというと、やはりそこも上手く解決できていないのも問題の原因かなと思います。いずれにして、今回貴重なご意見をいただきました中で、自治振興交付金のルールの問題、監査・チェック体制の問題、地域担当職員の活用の仕方、区・自治会と自治振興会と市との役割分担、について、過渡期でもございますので、それらも含めて十分に考えていきたいと思います。各地区の課題については、今年度地域カルテを作っていきますので、ご意見を頂いてまとめていきたいと思っています。次回については、本日出されました課題等まとめて、資料を出させていただきますのでよろしくお願いいたします。

○事務局

次回については、事務局案を作成、提示し、まず作業部会を行い、その後全体の委員会を開催させていただきたいと思います。

○西村副委員長

作業部会2回開催し、今日の委員会と、議論は出てきたと思います。よくよく見返してみると、交付金の手引きというものがきちんとあって、制度的にはかなり充実した制度と予算があると思います。ただ、自治振興会ができて7年が経過していますが、旧来のやり方ですとやっていて、チェック・改善ができずにそのまままっています。チェック・改善されている自治振興会とそのままの自治振興会とで差が出てきて、明確になっています。交付金手引きにあるような、本来やるべきことをきちんとやっていくしかないの、そこは行政も含めて、きちんと地元と議論することだと思います。区・自治会に対しては、自治振興会と区との乖離、大原自治振興会もそうですけど、結局は話し合うしかありません。逃げていてはダメなので、まあ自治振興会がいくしかないと思うので、これを繰り返すしかないと思います。自治振興会というのは、東近江市でいうまちづくり協議会にあたる協議会なので、協議会という名の下、各種団体と課題を明確にして話せる場をつくっていくと、かなり活路が見えてきます。自分のところでもそうですし、他のところを指導してきてわかりましたので、それを今回地域マネージャーがいるので、マネージャーを活用して俄然とやっていくというのがひとつです。委員長もおっしゃったように、事務局機能が充実しないとしんどい。東近江市がやったみたいに、生涯学習しているコミュニティセンターを委託して、事務局機能をきちんとできるような体制をとっていくのも、視野に入れてやっていかないと、今のままの事務局体制では乏しいのがわかってきたので、委託を受け入れるような自治振興会の体制を整えていく、事務局機能をきちんとするというのは避けられないと思います。やることは見えてきたので、あとは粛々とやっていったらいいと思います。

○中川委員長

ちょっと追加で。東近江市では、既に住民自治協議会が公共施設の指定管理者を受任しています。最初は、つらい思いをしておられたとのことですが、もう今悲鳴は聞こえていません。住民自治協議会がいくつ公共施設を受任できるか力の競争になってきていて、公共施設の指定管理者を受けるといのは、経理的にも強くないといけない、場合によっては、労務管理もしないといけない、経営者として、人を雇って、自分たちの手持ちの人材だけでは経営できなくなっています。労働法規を知っていると、経理マンでもあるとか、そういう人を招かないといけない、ただ自分とこの人材だけできるという時代は終わります。プロを呼ばないといけない、その代わりそれだけのペイも獲得する、神戸で全市やれということで、市長と喧嘩してるんですけど、いつまでたっても動かないから。女性を中心としたまちづくり協議会の団体があって、そこを中心として認定住民自治協議会を作っていこうと決めたのですが、予備段階として各小学校区に地区福祉センターがあって、全部ふれあいのまちづくり協議会に全部指定管理で受任させてもらっています。全部で180ぐらい施設があります。具体的なハードの物件を地域に渡してくれという作業工程に入っています。ですので、先ほど言いましたが、メニューリストを大物から小物まで用意されたらと思います。兵庫県朝来市では、行政から委託を受けて、公園の剪定等を住民自治協議会がやっています。造園土木会社は、大きな庭園等の剪定しかしません。花壇とか、簡単なものは住民自治協議会の収入です。それぐらいまでなっています。そこまで話をもっていってもよろしいかと思います。

○西村副委員長

朝来市の地域自治振興会の事務局長は、集落支援員制度でお金を確保してやっているの、地域マネージャーもあり方も考えた方がいいと思います。支援だけじゃなくて、事務局長に充てる、ある程度成長したらそっちのほうが良いかもしれない。

○中川委員長

朝来市は上手で、国の制度を活用して、自分とこの住民自治協議会に合計3つぐらいの助成制度を導入して、人1人は軽く養える補助金を獲得する技術を持っています。それは役所を当てにせず、危機感を持っている分、自分たちでやっておられます。

○事務局

これでもちまして、第7回甲賀市市民参画、協働推進検討委員会を終了させていただきます。